

議案第 7 0 号

日出町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日出町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(日出町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 日出町職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年日出町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 6 7. 5」を「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 6 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 2 3 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7. 5」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 5 条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	208,600	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600
	2	163,700	210,300	243,100	274,000	298,400	326,300	369,200
	3	164,900	212,000	244,500	275,500	300,400	328,500	371,600
	4	166,000	213,500	245,900	277,100	302,300	330,500	374,000
	5	167,100	215,000	247,100	278,600	304,100	332,500	375,900
	6	168,200	216,800	248,700	280,300	305,900	334,500	378,400
	7	169,300	218,600	250,200	282,100	307,500	336,400	380,700
	8	170,400	220,300	251,700	283,900	309,100	338,300	383,200
	9	171,400	221,800	252,800	285,700	310,700	340,200	385,700
	10	172,800	223,300	254,200	287,600	312,900	342,200	388,300
	11	174,100	224,800	255,700	289,400	315,100	344,200	390,900
	12	175,400	226,300	257,000	291,200	317,100	346,200	393,500
	13	176,600	227,500	258,300	293,000	319,200	348,000	395,800
	14	178,100	228,900	259,500	294,600	321,200	350,000	398,100
	15	179,600	230,300	260,700	296,000	323,100	352,000	400,300
	16	181,200	231,700	261,900	297,400	325,000	353,900	402,600
	17	182,300	233,100	263,100	298,900	326,900	355,600	404,400

18	183,700	234,700	264,400	300,900	328,900	357,600	406,300
19	185,200	236,200	265,700	302,900	330,800	359,400	408,200
20	186,600	237,600	267,000	304,700	332,700	361,300	410,000
21	187,900	238,800	268,400	306,400	334,400	363,200	411,800
22	190,200	240,400	269,900	308,300	336,400	365,100	413,600
23	192,400	241,900	271,500	310,200	338,400	367,000	415,400
24	194,600	243,300	273,000	312,000	340,300	368,900	417,200
25	196,800	244,300	274,600	313,700	341,700	370,800	418,900
26	198,500	245,800	276,300	315,700	343,600	372,700	420,400
27	200,000	247,100	277,900	317,800	345,500	374,600	421,900
28	201,500	248,300	279,500	319,700	347,400	376,500	423,400
29	203,000	249,400	281,100	321,400	349,000	378,000	424,900
30	204,400	250,400	282,600	323,400	350,900	379,800	426,200
31	205,800	251,400	284,100	325,400	352,800	381,600	427,500
32	207,200	252,300	285,700	327,400	354,600	383,200	428,700
33	208,600	253,200	286,800	328,600	356,400	385,000	429,900
34	209,900	254,100	288,400	330,600	358,200	386,400	431,200
35	211,200	254,900	289,900	332,500	359,900	387,800	432,500
36	212,500	255,700	291,400	334,500	361,600	389,200	433,700
37	213,800	256,400	292,800	336,400	363,000	390,600	434,900
38	215,000	257,500	294,400	338,300	364,300	391,800	435,700
39	216,200	258,700	296,000	340,200	365,600	393,000	436,500
40	217,400	259,800	297,600	342,100	367,000	394,000	437,300

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	41	218,500	261,000	299,100	343,900	368,100	395,100	437,900
	42	219,600	262,200	300,700	345,800	369,000	396,300	438,600
	43	220,600	263,300	302,200	347,600	370,000	397,400	439,300
	44	221,600	264,400	303,700	349,400	371,100	398,500	440,000
	45	222,500	265,500	305,300	350,900	371,900	399,200	440,800
	46	223,400	266,600	306,900	352,400	372,800	399,900	441,600
	47	224,300	267,700	308,500	353,800	373,700	400,600	442,000
	48	225,200	268,700	310,000	355,300	374,500	401,300	442,700
	49	226,100	269,700	310,900	356,800	375,300	401,900	443,200
	50	227,000	270,700	312,400	357,600	376,100	402,500	443,600
	51	227,900	271,700	313,900	358,600	376,900	403,000	444,000
	52	228,800	272,600	315,500	359,600	377,600	403,400	444,400
	53	229,600	273,500	317,100	360,500	378,300	403,800	444,800
	54	230,500	274,400	318,800	361,600	379,000	404,100	445,200
	55	231,400	275,300	320,300	362,500	379,700	404,400	445,600
	56	232,200	276,200	321,800	363,500	380,400	404,700	445,900
	57	232,500	277,100	323,200	364,400	380,900	405,000	446,200
	58	233,300	278,000	324,400	365,100	381,500	405,300	446,600
	59	234,000	278,900	325,500	365,800	382,100	405,600	446,900
	60	234,600	279,800	326,600	366,400	382,800	405,900	447,200
	61	235,200	280,800	327,300	366,800	383,200	406,200	447,500
	62	235,900	281,800	328,200	367,400	383,900	406,500	

63	236,500	282,700	329,000	368,100	384,600	406,800
64	237,000	283,600	329,800	368,800	385,200	407,100
65	237,500	284,100	330,600	369,100	385,600	407,400
66	238,000	284,900	331,000	369,800	386,200	407,700
67	238,500	285,600	331,600	370,500	386,800	408,000
68	239,100	286,500	332,300	371,100	387,400	408,300
69	239,600	287,500	333,100	371,400	387,800	408,500
70	240,100	288,300	333,800	372,000	388,300	408,800
71	240,600	289,100	334,500	372,700	388,800	409,100
72	241,100	289,900	335,100	373,300	389,400	409,300
73	241,600	290,600	335,600	373,600	389,700	409,500
74	242,100	291,100	336,200	374,200	390,100	409,800
75	242,500	291,500	336,700	374,900	390,500	410,100
76	243,000	291,900	337,300	375,500	390,900	410,300
77	243,500	292,100	337,600	375,900	391,200	410,500
78	244,000	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800
79	244,500	292,600	338,500	377,000	391,800	411,100
80	245,000	292,900	338,900	377,500	392,000	411,300
81	245,400	293,100	339,300	378,000	392,200	411,500
82	245,900	293,300	339,800	378,600	392,500	411,800
83	246,300	293,600	340,300	379,100	392,800	412,100
84	246,700	293,800	340,800	379,400	393,000	412,300

	85	247, 100	294, 100	341, 100	379, 800	393, 200	412, 500	
	86	247, 500	294, 400	341, 500	380, 300	393, 500		
	87	247, 900	294, 700	342, 000	380, 700	393, 800		
	88	248, 300	295, 000	342, 400	381, 100	394, 000		
	89	248, 700	295, 300	342, 700	381, 500	394, 200		
	90	249, 200	295, 700	343, 100	382, 000	394, 500		
	91	249, 500	296, 000	343, 600	382, 400	394, 800		
	92	249, 800	296, 400	344, 000	382, 800	395, 000		
	93	250, 100	296, 600	344, 200	383, 100	395, 200		
	94		296, 800	344, 600	383, 600	395, 500		
	95		297, 100	345, 100	384, 000	395, 800		
	96		297, 500	345, 500	384, 400	396, 000		
	97		297, 700	345, 700	384, 800	396, 200		
	98		298, 000	346, 100	385, 300			
	99		298, 400	346, 500	385, 700			
	100		298, 800	346, 800	386, 100			
	101		299, 000	347, 100	386, 400			
	102		299, 300	347, 500				
	103		299, 700	347, 900				
	104		300, 000	348, 300				
	105		300, 200	348, 800				
	106		300, 500	349, 200				
	107		300, 900	349, 600				

	108		301,200	350,000				
	109		301,400	350,500				
	110		301,800	350,900				
	111		302,200	351,300				
	112		302,500	351,600				
	113		302,700	352,100				
	114		302,900					
	115		303,200					
	116		303,600					
	117		303,800					
	118		304,000					
	119		304,300					
	120		304,600					
	121		305,000					
	122		305,200					
	123		305,500					
	124		305,800					
	125		306,100					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		189,300	216,800	257,000	276,400	291,600	317,100	359,100

第2条 日出町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、

12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第3条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和32年日出町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第4条 日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の170」に改める。

（議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年日出町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第6条 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の170」に改める。

(日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の165」を「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 特定任期付職員給料表（第7条関係）

号給	給料月額（円）
1	381,100
2	428,300
3	478,400
4	540,600
5	616,800
6	720,200
7	841,500

第8条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の170」に改める。

(日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日出町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第9条に次の1項を加える。

- 2 令和6年3月31日までの間、第5条の規定にかかわらず、常時勤務会計年度任用職員の給料月額、日出町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年日出町条例第 号）第1条の規定による改正前の給与条例第5条第1項に規定する給料表の規定の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日出町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定、改正後の特別職給与条例の規定、改正後の議員報酬条例の規定及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の日出町職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び第7条の規定による改正前の日出町一般職の任期付職員の採用等に関する

条例の規定に基づいて支給された給与並びに第5条の規定による改正前の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与並びに改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に基づき、県等の給与改定等の事情を考慮して職員の給与等の改定をしたいので提出する。